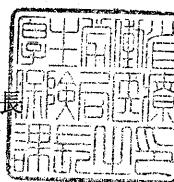


保医発0319第5号
平成24年3月19日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る
届出に関する手続きの取扱いについて」等の一部改正について

標記について、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第76号）等
が公布され平成24年4月1日より適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正す
るので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図
られたい。

記

別添1 「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する
手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306010号）の一部改正について

別添2 「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく療養の給付と公害健康被害の補償等に關す
る法律に基づく療養の給付との調整について」（平成10年3月31日保険発第51号・老健発70
号）の一部改正について



「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（平成18年3月6日保医発第0306010号）の一部改正について

第2の7を次のように改める。

- 7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出にかかる当該療養費を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。なお、平成24年4月16日までに届出書の提出があり、同月30日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。

「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく療養の給付と公害健康被害の
補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について」

(平成10年3月31日保険発第51号・老健発70号) の一部改正について

1を次のように改める。

1 この通知において、「包括点数」とは以下の診療料をいう。

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「診療報酬点数表」とい
う。）に掲げる次の診療料

- ア 外来診療料
- イ 一般病棟入院基本料
- ウ 療養病棟入院基本料
- エ 有床診療所療養病床入院基本料
- オ 特定入院料
- カ 生活習慣病管理料
- キ 在宅時医学総合管理料
- ケ 在宅がん医療総合診療料

(参考)

入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する
手続きの取扱いについて（平成18年3月6日保医発第0306010号・抜粋）

7 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出にかかる当該療養費を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。なお、平成24年4月16日までに届出書の提出があり、同月30日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく療養の給付と公害健康被害の補償等に関する法律に基づく療養の給付との調整について（平成10年3月31日保険発第51号・老健発70号・抜粋）

1 この通知において、「包括点数」とは以下の診療料をいう。

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「診療報酬点数表」という。）

に掲げる次の診療料

- ア 外来診療料
- イ 一般病棟入院基本料
- ウ 療養病棟入院基本料
- エ 有床診療所療養病床入院基本料
- オ 特定入院料
- カ 生活習慣病管理料
- キ 後期高齢者診療料
- キナ 在宅時医学総合管理診療料
- クナ 在宅がん末期医療総合診療料